柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を 改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月16日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第14号

柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年柴田町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(個人番号の利用範囲)

- 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務 は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表 の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げ る機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町 長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事 務とする。
- 2 (略)
- 3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用 事務を処理するために必要な限度で、利用特 定個人情報であって自らが保有するものを利 用することができる。ただし、法の規定によ り、情報提供ネットワークシステムを使用し て他の個人番号利用事務実施者から当該利用 特定個人情報の提供を受けることができる場 合は、この限りでない。
- 4 法第22条第1項の規定による<u>利用特定個</u> 人情報の提供があった場合、第2項の規定に より特定個人情報を利用することができる場 合又は前項の規定により利用特定個人情報を 利用することができる場合において、他の条 例、規則その他の規程の規定により当該特定

(個人番号の利用範囲)

- 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務 は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表 の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げ る機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町 長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄</u> に掲げる事務とする。
- 2 (略)
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度 で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合又は第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、

個人情報**又は当該利用特定個人情報**と同一の 内容の情報を含む書面の提出が義務付けられ ているときは、当該書面の提出があったもの とみなす。 当該書面の提出があったものとみなす。

附則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。